

[事案 29-356] 新契約無効請求

・平成 30 年 8 月 8 日 裁定打切り

<事案の概要>

契約締結およびその後行われた転換は、被保険者の同意なく行われたものであるとして、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 10 年 12 月に契約し、平成 21 年 9 月に転換された終身保険について、以下等の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)平成 29 年 2 月に前契約者である親が死亡した事により、本契約の存在を知った。
- (2)被保険者である自分は、社医との面談や問診などを行っておらず、告知書を作成していない。
- (3)転換前契約の給付金を受け取っていない。給付金請求のための書類は自分が病院に作成を依頼したものではなく、前契約者が記載したものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)転換前契約については、社医が往診して申立人に面談し、告知受領、診査をしている記録が残っている。
- (2)告知書に自署されている申立人の筆跡は、本人の筆跡と極めて類似している。
- (3)10 年以上前に診断書等の提出により給付金の支払履歴がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が事情聴取に出席せず、募集人は退職済みであり、協力が得られなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、前契約者が死亡していることなどから、契約時および転換時の被保険者同意について判断するには、契約書類の筆跡鑑定、申立人および募集人等の証人尋問手続を経て、慎重に事実関係を確認すべきであるが、当審査会はこのような手続を持たないため、裁判所における訴訟手続によることが適当であることから、裁定手続を打ち切ることとした。